社会保険おきなわ

2018.11 No.477

今月の記事

【年金事務所からのお知らせ】

会社を退職された方へ

P2 国民年金の手続きはお済みですか？

P3 使ってみよう！ねんきんネット

P6 平成30年度 年金委員表彰

社会保険関係事務の調査結果について

【協会けんぽ沖縄支部からのお知らせ】

P4 高額な医療費の窓口負担を軽減したいとき

P5 限度額適用認定証の申請から利用までの流れ

【沖縄県社会保険協会からのお知らせ】

コラム 人を大事にする「人事・評価制度」とは？ P7

社会保険協会セミナーのご案内 P8

フライヤー

※沖縄県国民年金基金からのお知らせ

～老後にゆとりと安心を～

掛金の上限まで

「国民年金基金」と「iDeCo」の両制度に加入できます

職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

一般財団法人 沖縄県社会保険協会

〒900-0031 沖縄県那覇市若狭1-3-2［タカダ若狭ビル501号］

TEL：098-861-2681 FAX：098-861-2682 e-mail: okisyakyo@ryucom.ne.jp

年金事務所から

会社を退職された方へ　国民年金の手続きはお済みですか？

国民年金の届出が必要です！

●20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金（または共済年金）から国民年金への変更の届出が必要です。
会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

【手続きについて】
お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

【手続きに必要なもの】
年金手帳

【保険料額】
国民年金の保険料は、**月額16,340円**（平成 30 年度）です。
※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務している会社（または共済組合）への届出が必要です。

保険料の免除制度があります！

●保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）の保険料が免除になる制度があります。

メリット1　退職（失業）の場合は、退職された方の所得を除外して審査！
通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

メリット2　保険料を一部納付したのと同じ！
全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して、2分の1になります。

メリット3　万が一の際にも確かな保障！
病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

【手続きについて】
「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へ提出してください（郵送の場合は福岡広域事務センターでも可）。
申請が遅れても最大２年1ヵ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると**万一の際に障害年金などを受け取れない場合**や退職（失業）時の免除審査の特例（退職された方の所得を除外して審査）が受けられない場合がありますので、**すみやかに申請してください。**

【手続きに必要なもの】
①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（申請書は手続き先の窓口、日本年金機構ホームページにあります）
②年金手帳
③雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

納付猶予制度が、50歳未満に拡大しました。

平成28年７月１日の制度改正により、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。
50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

のお知らせです。

使ってみよう！ねんきんネット

「ねんきんネット」で、自分の年金記録を確認して年金見込額を試算してみましょう！

①まずは年金記録を確認

ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、年金記録を確認できます。スマートフォンでも、ご利用いただけます。

パソコン版「年金記録照会」画面

平成27年１月末から毎日更新※になりました。

※年金記録などを管理している社会保険オンラインシステムに登録された情報が、翌営業日に「ねんきんネット」で確認できるようになります。

②年金見込額を試算

「働きながら年金を受け取る場合はいくら？」
など、さまざまな条件に応じた年金の見込額を試算できます。

パソコン版「年金見込額試算」画面

平成27年１月末からスマートフォンからでもご利用いただけます。

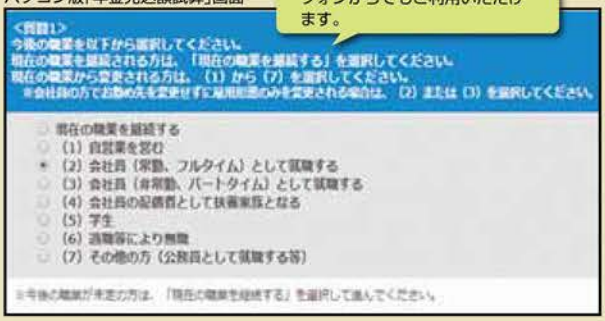

アクセスキーを使えば、登録は簡単！

STEP1 まずは登録画面へ！

パソコンの場合は、http://www.nenkin.go.jp/n_net/
ねんきんネット　検索

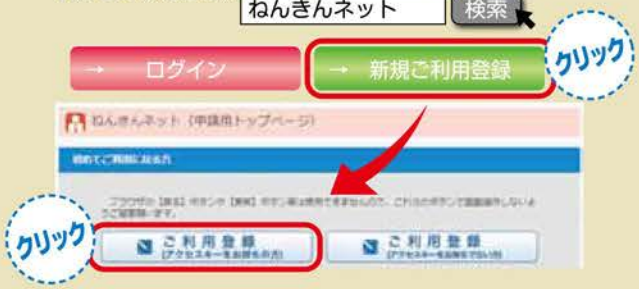

スマートフォンの場合は、

読み取り！

STEP2 必要事項を入力！

STEP3 ユーザーIDを確認！

ご注意事項

1　アクセスキーは「ねんきん定期便」に記載されている17桁の番号です（「ねんきん定期便」の到着後３ヶ月間有効）。
　なお、年金事務所や街角の年金相談センターでもアクセスキーを発行しています。
2　基礎年金番号は「年金手帳」や「年金証書」に記載されている10桁の番号です。
　「年金手帳」や「年金証書」をお持ちでない場合は、年金事務所や街角の年金相談センターで「年金手帳」や「年金証書」を再発行することができます。
3　ご家族の方などと共有しているメールアドレスを登録する場合は、必ず共有している方の了解を得てください。

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ

ナビダイヤル　**0570-058-555**

※050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

お問い合わせの際は、照会番号または基礎年金番号をご用意ください。
【受付時間】　月曜日　　午前８:30～午後７:00
　　火～金曜日　午前８:30～午後５:15
　　第２土曜日　午前９:30～午後４:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後７:00まで相談をお受けします。
※祝日（第２土曜日を除く）、12月29日～１月３日まではご利用いただけません。

協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。

高額な医療費の窓口負担を軽減したいとき

「限度額適用認定証」で窓口支払いが軽減されます

健康保険には、高額な医療費を支払った場合に、あとで自己負担限度額（※）を超えた分について、申請により払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、払い戻されるとはいえ、窓口での高額な医療費の支払いは大きな負担になります。そんなときは「限度額適用認定証」を窓口で提示すると、窓口での**支払額を軽減**することができます。

（※）医療費の負担が大きくなりすぎないように、自己負担する金額の上限（限度）額が定められています。これが自己負担限度額です。自己負担限度額は所得や年齢により異なります。

窓口負担の例

［窓口負担３割、所得区分ウ(下記自己負担限度額一覧参照)、総医療費100万円の場合］

限度額適用認定証を利用する場合

窓口負担

87,430円

80,100円＋(総医療費1,000,000円－267,000円)×1%

高額療養費の払い戻し分（212,570 円）が医療機関窓口で清算されるため、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証を利用しない場合

窓口負担

300,000円

総医療費 1,000,000 円 × 3 割

高額療養費の申請をすることで、あとで 212,570 円の払い戻しを受けることができます。

■自己負担限度額一覧【70歳未満の方の場合】

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当※2
ア（標準報酬月額 83 万円以上）	252,600 円＋(総医療費※1－842,000 円)×1%	140,100 円
イ（標準報酬月額 53 万～ 79 万円）	167,400 円＋(総医療費※1－558,000 円)×1%	93,000 円
ウ（標準報酬月額 28 万～ 50 万円）	80,100 円＋(総医療費※1－267,000 円)×1%	44,400 円
エ（標準報酬月額 26 万円以下）	57,600 円	44,400 円
オ（低所得者） 被保険者が住民税非課税等	35,400 円	24,600 円

注 1)「ア」又は「イ」に該当する場合、市町村民税が非課税であっても標準報酬月額での「ア」又は「イ」の該当となります。
注 2) 自己負担限度額に食事代や保険が適用されない費用は対象となりません。
※1)「総医療費」とは、保険適用される診療費用の総額（10 割）です。
※2)「多数該当」とは、療養を受けた月以前 1 年間に、3 月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用した場合も含む）場合には、4 月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。

■自己負担限度額一覧【70歳以上の方の場合】

〈平成30年８月～〉（平成30年７月以前は協会けんぽホームページまたは協会けんぽへお問い合わせ下さい）

被保険者の所得区分		自己負担限度額［多数該当※２］		限度額認定証の申請
		外来（個人）	外来・入院（世帯）※３	
①現役並み所得者（高齢受給者証の負担割合が３割の方）	現役並みⅢ（標準報酬月額83万円以上）	252,600円＋（総医療費※1－842,000円）×1%［多数該当140,100円］		不要※注１
	現役並みⅡ（標準報酬月額53～79万円）	167,400円＋（総医療費※1－558,000円）×1%［多数該当93,000円］		必要
	現役並みⅠ（標準報酬月額28～50万円）	80,100円＋（総医療費※1－267,000円）×1%［多数該当44,400円］		必要
②一般所得者（①および③以外の方）		18,000円（年間上限144,000円）	57,600円［多数該当44,400円］	不要※注１
③低所得者	低所得Ⅱ（被保険者が住民税非課税等）	8,000円	24,600円	必要
	低所得Ⅰ（所得が一定基準以下）		15,000円	必要

注1）現在お持ちの「高齢受給者証」を提示することで限度額までの支払いとなりますので、「限度額適用認定証」は発行されません。

注2）自己負担限度額に食事代や保険が適用されない費用は対象となりません。
※1「総医療費」とは、保険適用される診療費用の総額（10割）です。
※2「多数該当」とは、療養を受けた月以前１年間に３月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用した場合も含む）場合には４月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。
※3「世帯」とは、協会けんぽに加入している被保険者とその被保険者に扶養されている被扶養者

限度額適用認定証利用にあたって

医療機関窓口での支払額は、医療機関ごと、同じ病院の入院と外来、外来と調剤薬局など全てそれぞれ別々に計算されます。同じ月に複数の医療機関で高額になった場合など世帯合算に該当する場合は、高額療養費の支給申請が必要となる場合がありますのでご注意ください。

■ 限度額適用認定証の申請から利用までの流れ ■

（申請書は協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、お問い合わせいただければ郵送いたします）

≪ 限度額適用認定証に関するお問い合わせ先　業務グループ　☎098-951-2282 ≫

全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ
協会けんぽ 沖縄　検索

〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

☎代　表：098-951-2211
企画総務（保険料率、広報）：098-951-2246　業　務（給付、保険証、任意継続）：098-951-2282
保　健（健診、保健指導）：098-951-2011　レセプト（第三者行為（交通事故等））：098-951-2285
受付時間：午前８時30分から午後５時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

年金事務所からのお知らせです。

平成30年度　年金委員表彰

社会保険事業の推進・発展のために尽力され、年金委員としての功績が特に顕著と認められた方に対して、日本年金機構から平成30年度の表彰を行いました。
沖縄県内からの受賞者の皆様をご紹介いたします。

厚生労働大臣表彰

氏　名	事業所名	所　属
湾野　英彦 様	沖縄設計サービス株式会社	社会保険委員会浦添支部

日本年金機構 理事長表彰

氏　名	事業所名	所　属
上原　健　様	医療法人仁誠会名嘉病院	社会保険委員会コザ支部
宮國　泰浩 様	沖縄製糖株式会社	社会保険委員会平良支部

受賞者の皆様おめでとうございます。

社会保険関係事務の調査結果について（中間報告その1）

社会保険の加入事業所に対して、届出が適正であるかどうかを賃金台帳、労働条件通知書、タイムカード等と照合する調査を実施していますが、平成29年４月から平成30年３月までに実施した中で、次のとおり適正ではなかったと指摘された事項がありましたので参考までに報告します。

（紙面の都合上、資格取得関係以外は次回の掲載とします）

1　資格取得関係

① 試用期間経過後に加入していた。
　試用期間後に加入していたが、加入要件を満たしていれば試用期間であっても加入しなければならないことから、入社日に遡及して加入させた。

② 正社員だが本人が加入したくないという理由で加入していなかった。（最大２年遡及して資格取得届を提出させた。）

③ 一般社員の４分の３以上の勤務日数及び勤務時間があるにもかかわらず加入していなかった。
　（最大２年遡及して資格取得届を提出させた。）

④ 加入要件に該当しているパートの人が、主人の扶養になっているという理由で加入していなかった。
　（最大２年遡及して資格取得届を提出させた。）

⑤ 二カ所以上の事業所で勤務している事業所代表者等が、すでに別の事業所で、社会保険に加入しているので、他の事業所で加入する必要がないと思い、加入していなかった。（最大２年遡及して、資格取得届を提出させ、二以上事業所勤務届の提出を指導した。）

⑥ 入社から２ヶ月間の労働条件通知書を作成し、３ヶ月後に改めて労働条件通知書を作成して、入社後３ヶ月目に加入していたが、入社当初より、勤務内容が２ヶ月間に限ったものでなく、３ヶ月後も継続性がある勤務内容だったので、２ヶ月遡及して資格取得年月日を訂正させた。（更新の予定のない２ヶ月の契約であれば加入対象外）

お問い合わせ先は、各年金事務所の適用調査（微収）課です。自動音声案内「3→2」

那覇 098-855-1111　浦添 098-877-0343　コザ 098-933-2267
名護 0980-52-2522　平良 0980-72-3650　石垣 0980-82-9211

★届出書類の郵送での提出先　〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル　日本年金機構 福岡広域事務センター宛

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 からのお知らせです。

人を大事にする「人事・評価制度」とは？

企業にとって「人事制度」はなぜ必要なのでしょうか。英語ではHuman Resource Management(「人」資源の管理)と呼ばれています。人事制度というより、むしろ、「人材資源活用制度」と表現するのが適切だと思います。要は、「人」という資源をいかに有効に活用するか、その仕組みを作ることと考えてよいでしょう。従業員というのは、高価な機械や建物などの資産以上に企業にとっては非常に重要な「資産」です。「人事制度」は、この「人」の持つ力をできるだけ引き出すための仕組みだと定義することができます。「人」の持つ力を引き出すために、

（1）　経営者が望む社員像、管理者像を明確にし、社内に浸透させる。つまり経営者が他社との競争に打ち勝つために社員や管理者に望んでいる成果、行動などを社内に明示し、評価するしくみです。

（2）　社員にとっては、期待されている成果や行動を知らされ、努力すべき方向が明確になります。そして公平な評価とそれに基づく処遇がなされ、努力の甲斐、働き甲斐が感じられるしくみです。

みなさまの会社では、どのような人事・労務管理を行っておられるでしょうか。社員の能力を高め、やる気を出してもらうための人事制度はあるのでしょうか。もし社員のみなさんが、はっきりとやることを自覚し、行動してくれたら会社はどれだけ良くなるでしょうか？昨日までの行動とは違う行動を人事制度によって明確に示され、新しい行動を始めてくれたらどんなに会社の強みが増すことになるでしょうか？

「企業は人なり」という言葉は言い古された言葉ではありますが、真実です。人が企業を支え、発展させる原動力なのです。この「人を育て、やる気を出させ、行動させるしくみ」がこれからの人事制度であり、評価制度、給与制度であると考えています。この「人財づくり」が勧めたい人事制度の第一の狙いです。お勧めしたい人事制度は、「社員のやる気と能力向上で会社の利益を増加させ、そして社員の給与も一人一人の能力と努力を評価したうえで公正公平に増加しよう」というものです。

また、人事制度は、企業の風土を創ります。「企業風土」や「企業文化」と呼ばれる組織の価値観、行動規範を作り出します。皆様の職場では、やる気のある社員が当たり前の社員、協力する社員が当たり前、学習し向上する社員が当たり前、人事制度はそんな企業文化を育てます。

この機会に「人を大事にする人事・評価制度」について考えてみませんか？

特定社会保険労務士
キャリアコンサルタント
産業カウンセラー　比嘉　正人

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険労務士が、社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。
11月2日(金)、9日(金)、16日(金)、22日(木)、30日(金)。
12月7日(金)、14日(金)、21日(金)、28日(金)。各午後1時から5時まで。
担当　特定社会保険労務士　城間 洋子 氏
◇電話番号　沖縄県社会保険協会　☎098-861-2681

詳しくはWEBで！　沖縄県社会保険協会　検索

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 からのお知らせです。

社会保険協会セミナーのご案内

会員事業所の職員の皆様を対象に「健康保険の給付」と「人を大事にする人事・評価制度」について講習会を開催しますので是非ご参加下さい。

地　区	実 施 日	会　場	定員
①名　護	12月 12日 (水)	ホテル ゆがふいんおきなわ（名護市宮里 453-1）	30 名
②コ　ザ	12月 21日 (金)	コスタビスタ沖縄ホテル&スパ オルキデア（北中城村喜舎場 1478 番地）	30 名
③浦　添	12月 26日 (水)	浦添市産業振興センター 結の街 中研修室（浦添市勢理客 4-13-1）	30 名
④那　覇	12月 19日 (水)	ザ・ナハテラス アダン B（那覇市おもろまち 2-14-1）	30 名
⑤平　良	1 月 16日 (水)	ホテル アトールエメラルド宮古島（宮古島市平良字下里 108-7）	30 名
⑥石　垣	1 月 17日 (木)	アートホテル石垣島 西表の間（石垣市大川 559）	30 名

実施時間 ： 各会場共通　13：30 受付～　14：00 開始～　16：00 終了

対象者　「健康保険の給付」と「人を大事にする人事・評価制度」を学びたい方

参加費　会員事業所の方は、２名まで無料です。
非会員事業所および会費未納事業所の方は、１名 3,000 円です。

申込方法　下記申込書により所定事項を記入のうえ、FAX 又は E メールでお申し込みください。

申込締切　各会場、予定定員に達し次第(先着順)締め切りとさせていただきます。

お問合せ お申込先
一般財団法人 沖縄県社会保険協会
〒900-0031 那覇市若狭 1-3-2　タカダ若狭ビル501号
FAX 098-861-2682 (TEL 098-861-2681)
E-mail:okisyakyo@ryucom.ne.jp

講師　特定社会保険労務士
キャリアコンサルタント
産業カウンセラー
比嘉 正人 氏

社会保険協会セミナーの参加申込書

※ 参加希望「日時」「会場」をご確認のうえ、□に✓印をつけてください。

参加希望会場　□ ①名護(12/12)　□ ②コザ(12/21)　□ ③浦添(12/26)　□ ④那覇(12/19)　□ ⑤平良(1/16)　□ ⑥石垣(1/17)

事業所名　　事業所整理記号　・　事業所番号

参加者名　　会員 / 非会員　　会員 / 非会員

〒 連絡先（職場・自宅）　　TEL(　　)　　－

◎この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会以外には使用いたしません。

詳しくはWEBで！ 沖縄県社会保険協会 検索